

公 示

令和1・2年度において中国四国農政局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）の契約に係る一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び一般競争及び指名競争に参加しようとする者（建設工事における共同企業体を含む。）の資格審査の申請の時期及び方法について、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第72条第4項の規定に基づき、令和2年1月17日付け官報による公示のほか次のとおり公示する。

なお、平成31・32年度又は令和1・2年度の資格を既に付与された者については、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はない。

令和2年1月17日

中国四国農政局長 塩屋 俊一

1. 契約種類別の希望種別区分は、下記に掲げるものとする。
なお、これらの業種の区分については、別紙1の業種別区分表に掲げるとおりとする。

記

契約の種類	建設工事等の種別
1. 建設工事	建設業法（昭和24年法律第100号。以下、「建設業法」という。）第2条に規定する建設工事に関する契約
2. 測量・建設コンサルタント等	調査、測量及び設計に関する契約

2. 一般競争（指名競争）に参加する者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

- ア 予決令第70条に該当する者は、有資格者としなない。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、「特別の理由がある場合」に該当する。
- イ 申請書及び審査に必要な書類に、故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者は有資格者としなない。
- ウ 経営状態が著しく不健全であると認められるものは、有資格者としなない。
- エ 予算決算及び会計令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者は、有資格者としなない。
- オ 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていない者は、有資格者としなない。
- カ 共同企業体を構成する者のいずれかが上記アからオの規定に該当するときもまた同様とする。
- キ 測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者は、有資格者としなない。

(2) 資格審査

一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項について審査した結果を総合的に評価して、契約の種類別に必要な等級に区分して、これを発注の標準となる契約予定金

額と対応させて定めるものとする。

- ① 建設工事
 - (ア) 建設業法第27条の23第2項及び第3項の規定により国土交通大臣が定める項目ごとの同条第1項の経営に関する客観的事項
 - (イ) 専門技術者の状況
 - (ウ) 中国四国農政局における工事成績
- ② 測量・建設コンサルタント等
 - (ア) 年間平均測量等実績高
 - (イ) 自己資本額
 - (ウ) 流動比率
 - (エ) 営業年数
 - (オ) 専門技術者の状況
 - (カ) 中国四国農政局における測量等施行成績

3. 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスからダウンロードして入手することができる。

<http://nnppi.nn-net.go.jp./guide.html>

(2) 申請書の提出方法

申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、本社（店）が中国四国農政局管内に所在する場合、中国四国農政局農村振興部設計課調整係に郵送すること。

また、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。

① 建設工事

- (ア) 営業所一覧表
- (イ) 建設業法第27条の29第1項の総合評定値通知書の写し
- (ウ) 業態調書
- (エ) 納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下、「国税通則法施行規則」という。）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し）
- (オ) 共同企業体等調書（経常共同企業体）
- (カ) 共同企業体協定書の写し（経常共同企業体）（任意様式）
- (キ) 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で、合併後5年未満の場合には、当該事実を証明する書類（合併契約書等の写し）
- (ク) 行政書士等による代理申請による場合には、委任状

② 測量・建設コンサルタント等

- (ア) 測量等実績調書
- (イ) 技術者経歴書
- (ウ) 営業所一覧表
- (エ) 財務諸表類の写し
- (オ) 登記事項証明書（法人の場合）又はその写し
- (カ) 登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はその写し）
- (キ) 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し）
- (ク) グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
- (ケ) 行政書士等による代理申請による場合には、委任状

(3) 申請書の提出場所及び問い合わせ先

〒700-8532

岡山市北区下石井1-4-1 中国四国農政局農村振興部設計課調整係

電話（086）224-4511（代表） 内線 2620

4. 一般競争（指名競争）に参加しようとする者の申請の時期及び方法

定期受付期間終了（平成31年1月31日）後、随時受付を行っているが、令和2年度当初からの資格付与を希望する者は、以下の期間に申請書を郵送により申請するものとする。

令和2年2月1日から令和2年2月29日（当日消印有効）まで（書留又は簡易書留に限る。）

5. 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は文書にて申請者に通知（郵送）する。

6. 有資格者の資格の有効期間

競争参加資格者の資格の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから令和3年3月31日までとする。

7. 注意事項

経常建設共同企業体は、一つの発注機関における同一工種での単体企業と経常共同企業体の両方での登録は認めない。

上記3の(2)①(イ)に示す経営事項審査の「総合評定値通知書」は、経営事項審査の基準日が、申請をする日において最新のものを有効とする。また、経営事項審査の総合評定値(P)の通知を受けていることが要件とし、令和1・2年度資格審査の申請にあたっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出を必要とする。（インターネット一元受付による申請の場合は、総合評価評定通知書の写しの提出は不要とする。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類の（保険料の領収書等）の提出を必要とする。）

業 種 別 区 分 表

1. 建設工事契約

業 種 の 区 分	内 容
01 土木一式工事	土木工事業
02 建築一式工事	建築工事業
08 電気工事	電気工事業
09 管工事	管工事業
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業
13 舗装工事	舗装工事業
17 塗装工事	塗装工事業
20 機械器具設置工事	機械器具設置工事業
22 電気通信工事	電気通信工事業
24 さく井工事	さく井工事業
99 その他工事	大工工事業、左官工事業、とび・土木工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業

2. 測量・建設コンサルタント等契約

業 種 の 区 分	内 容
71 測量	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量業務
72 土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条に規定する土地家屋調査業務
73 建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタント業務
74 建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けて営む建築士事務所業務
75 計量証明	計量法（平成4年法律第51号）第2条に規定する計量証明業務
76 地質調査	地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第2条に規定する地質調査業務
77 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条に規定する補償コンサルタントに係る業務
78 その他	その他の業務

※「78 その他」は、司法書士、不動産鑑定士及び上記業種の区分71 測量から77 補償コンサルタントに含まれない測量・建設コンサルタント等業務の業種とする。建設工事や物品の販売、役務等は該当しません。